

# 老後資金のつみたてを始めましょう！

このたび当社は、一般社団法人確定拠出年金推進協会の確定拠出年金アドバイザーとして登録されました。これにより既存の事業に加えて、新たに厚生労働省が推奨する確定拠出年金（DC）の取り扱いを始めます。

確定拠出年金は、加入者が自ら掛金や運用商品を決める自助努力による年金制度です。当社では、皆様の資産形成のお役に立てるよう、確定拠出年金の制度加入と継続的な投資教育の実行支援をしております。確定拠出年金に関するご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

合同会社スエミツ 代表社員 毛呂 康弘

厚生労働省が推奨する

## 確定拠出年金制度



老後資金のつみたてを運用スタートから受け取りまで「ずっと税制優遇」が受けられます。

① 積立時

節税

所得税・住民税が軽減

② 運用時

節税

運用益も税金が0円

③ 受取り時

節税

税金が軽減



少人数(1名)からでも  
低コストで導入可能!!

### 企業型

全額非課税! 社会保険料  
の算定からも外れます!

職業問わず、  
誰でも加入可能!!

### 個人型 (iDeCo)

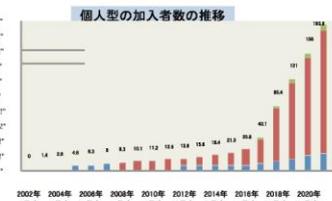
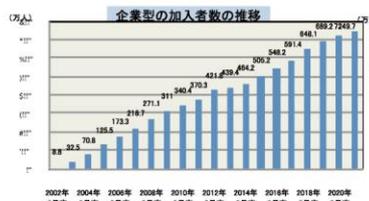


資料請求は  
こちら

加入者数は  
年々増加しています!



<参考>確定拠出年金加入者数の推移



〒275-0016  
千葉県習志野市津田沼1-3-11  
昭和第三ビル6階 i-Office内  
担当：毛呂 康弘 (もろ やすひろ)



一般社団法人確定拠出年金推進協会  
(DeCoPA)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-9  
Daiwa八丁堀駅前ビル西館1F  
TEL：03-6222-9151  
Mail：info@deco-pa.com



# 加入者1名から制度導入

— 「企業型」の確定拠出年金をご存じですか？ —

拠出限度額（加入者一人当たり）

**660,000円** (年額)

加入者が掛け金を  
拠出した場合  
税制優遇があります

企業型※の確定拠出年金制度は、  
財形年金のように希望者加入の  
制度として設計することができます。

## 有利な理由

- Point 1 掛け金は全額法人の経費  
(福利厚生費)
- Point 2 個人は受け取るまで非課税  
(所得税法施行令第64条)
- Point 3 一時金の受け取りは、  
退職所得として分離課税  
(60歳で受給権を獲得し、在籍中も退職所得として受給することが可能)

## 安心の理由

- Point 1 確定拠出年金の口座内の  
資産は個人に帰属します。
- Point 2 信託銀行が年金資産を  
分別管理します。
- Point 3 投資信託の他、  
定期預金でも運用できます。  
(預金はペイオフが適用、銀行あたり1千万円と利息相当を保証)

※企業型は厚生年金の適用事業所であることが条件となります。制度の導入には厚生労働省への申請、承認が必要です。企業型は運営管理手数料の他、所定の手数料がかかります。新規の加入者は60歳未満であることが条件です。

## 確定拠出年金の税効果について

### 掛金拠出の税効果

### シミュレーションの仮定

年齢50歳 月額報酬1,000,000円の役員が66万円（年）を確定拠出年金の掛け金として拠出した場合

	役員報酬	確定拠出年金で拠出	
役員報酬（年）	1,200万円	1,134万円	確定拠出年金の口座に66万円の年金資産が税金と社会保険料がかからずに積み立てられます。
確定拠出年金掛け金（年）	0円	660,000円	
社会保険（健康保険料）※注1	683,844円	648,948円	役員報酬で受け取る場合と比べ、年間24万円以上の税効果、社会保険料の削減効果が期待できます。
所得税※注2	1,242,100円	1,095,400円	
住民税（10%）	810,500円	748,000円	
税効果	—	▲244,096円	

※注1 東京都の協会けんぽの料率を使用 ※注2 所得税には復興特別所得税を含む

本資料（サービス）は、現時点での確定拠出年金に関する法令諸規則、および実務の解釈、税法、社会保険を基に作成しておりますが、すべてを網羅するものではなく、あくまでも仕組みの概要を述べたものにとどまり、内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

企業型確定拠出年金にご興味をお持ちいただいた方は、  
当社ホームページの「お問い合わせフォーム」より、  
ご連絡ください。詳細な資料を用いて、企業型DCの  
制度やメリット・デメリットを丁寧にご説明します。